

2023年10月
野村證券株式会社

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」の 一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正およびサービス
変更等に伴い、2024年1月1日より「野村の証券取引約款（個人
のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
<p>第7章 外国証券取引口座約款 第3条（外国取引等における留意事項） お客様は外国取引および国内店頭取引の注文については、次の事項を了解の上で行うものとします。 ①～②（省略） ③ 外国取引の売買の成立日は、売買の成立を当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）となること ④～⑦（省略）</p> <p>第9章 投信積立約款 第1条（銘柄および定期払込金等の指定） (1)（省略） (2) 投信積立適格銘柄のうち、非課税口座（租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座をいいます）に受入れられる場合のみ積立の対象となる銘柄（以下、「非課税積立専用投信」といいます）は、当社が選定する銘柄とします。 (3)（省略） (4)（省略） (5)（省略）</p> <p>第5条（解約事由） (1) 基本約款第15条によるほか、次のいずれかに該当したときは、投信積立に係る契約は、その銘柄については解約されます。 ① 投信積立指定銘柄が投信積立適格銘柄から除外されたとき ② 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」の定めにより、非課税口座が廃止されたとき、金融商品取引業者等変更届出書が提出されたとき、または、法令等により、非課税積立専用投信を非課税口座に受入れることができなくなったとき (2)（省略）</p> <p>2024年1月</p>	<p>第7章 外国証券取引口座約款 第3条（外国取引等における留意事項） お客様は外国取引および国内店頭取引の注文については、次の事項を了解の上で行うものとします。 ①～②（省略） ③ 外国取引の売買の成立日は、売買の成立を当社が確認した日となること ④～⑦（省略）</p> <p>第9章 投信積立約款 第1条（銘柄および定期払込金等の指定） (1)（省略） （新設） (2)（省略） (3)（省略） (4)（省略）</p> <p>第5条（解約事由） (1) 基本約款15条によるほか、投信積立指定銘柄が投信積立適格銘柄から除外されると、投信積立に係る契約は、その銘柄については解約されます。 (2)（省略）</p> <p>2023年4月</p>

新	旧
<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 第2条（定義） 1～3（省略） 4 この約款において「特定非課税累積投資に係る積立契約」とは、定期的に継続して、当社に買付けの委託をし、当社から取得し、または当社が行う募集により取得することを約する契約で、取得した当該上場株式等は直ちに特定累積投資勘定へ受入れられることや、あらかじめその買付けの委託または取得をする上場株式等の銘柄その他の当社で定める事項が定められているもので、かつ、当該上場株式等の銘柄に応じて「野村の証券取引約款」の規定等が適用されることを内容とするものをいいます。</p> <p>第3条（非課税口座開設届出書等の提出） 非課税口座、特定非課税管理勘定または特定累積投資勘定の設定を申込み場合は、あらかじめ、非課税口座開設届出書、非課税口座廃止通知書または通知書または勘定廃止通知書、およびその他法令で定める書類を提出していただきます。</p> <p>第4条（区分管理） 非課税口座に係る上場株式等は、以下のいずれかの勘定で管理します。 ① 非課税管理勘定（2023年までの間に取得した当該上場株式等（非課税累積投資に係る積立契約により取得したものを除きます）につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの） ② 累積投資勘定（2023年までの間に非課税累積投資に係る積立契約により取得した当該上場株式等につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの） ③ 特定非課税管理勘定（2024年以降に取得する当該上場株式等（特定非課税累積投資に係る積立契約により取得したものを除きます）につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの） ④ 特定累積投資勘定（2024年以降に特定非課税累積投資に係る積立契約により取得する当該上場株式等につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの）</p> <p>2 特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定は、各年の1月1日において設けられます。 （削除）</p> <p>3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日に特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定が設けられるものとします。</p>	<p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 第2条（定義） 1～3（省略） （新設）</p> <p>第3条（非課税口座開設届出書等の提出） 非課税口座、非課税管理勘定または累積投資勘定の設定を申込み場合は、あらかじめ、非課税口座開設届出書、非課税口座廃止通知書または勘定廃止通知書、およびその他法令で定める書類を提出していただきます。</p> <p>第4条（区分管理） 非課税口座に係る上場株式等は、以下のいずれかの勘定で管理します。 ① 非課税管理勘定（当該上場株式等（非課税累積投資に係る積立契約により取得したものを除く）につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの） ② 累積投資勘定（非課税累積投資に係る積立契約により取得した当該上場株式等につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 非課税管理勘定または累積投資勘定は、勘定設定期間内の各年において設けられます。 3 勘定設定期間内の各年の1月1日において、非課税管理勘定または累積投資勘定のいずれかの勘定が設けられます。 4 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日に非課税管理勘定または累積投資勘定のいずれかの勘定が設けられるものとします。</p>

新	旧	新	旧
<p>① (省略)</p> <p>② 非課税口座廃止通知書または勘定廃止通知書が提出された場合にあっては、税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする特定累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)</p> <p>第5条の3(特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲等) 特定非課税管理勘定は、上場株式等のうち、次に掲げるもののみを受入れます。</p> <p>① 非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託または当社からの買付(当社が取扱う募集に応じる場合を含みます)によって取得した後、直ちに非課税口座に受入れるもので、法令上の要件を満たすもの</p> <p>② ①以外の上場株式等で、法令により受入れが認められるもの</p> <p>2 特定非課税管理勘定に受入れる前項①の上場株式等の取得対価の額の合計額は、240万円を超えないものとします。ただし、次のいずれかに該当したときは、特定非課税管理勘定に受入れることはできません。</p> <p>① 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受入れている上場株式等の取得対価の額等をいいます)の合計額が1,200万円を超えるとき</p> <p>② 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定に前年に受入れている上場株式等の取得対価の額等をいいます)の合計額が1,800万円を超えるとき</p> <p>3 第1項にかかわらず、当社が定めるところにより、特定非課税管理勘定に受入れない上場株式等があります。</p> <p>第5条の4(特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲等) 特定累積投資勘定は、上場株式等のうち、次に掲げるもののみを受入れます。</p> <p>① 特定非課税累積投資に係る積立契約に基づき、非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に取得した後、直ちに非課税口座に受入れるもの</p> <p>② ①以外の上場株式等で、法令により受入れが認められるもの</p> <p>2 特定累積投資勘定に受入れる</p>	<p>① (省略)</p> <p>② 非課税口座廃止通知書または勘定廃止通知書が提出された場合にあっては、税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定または累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定または累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定非課税管理勘定または特定累積投資勘定に受入れる配当等の範囲等) 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定非課税管理勘定または特定累積投資勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところにより、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定非課税管理勘定または特定累積投資勘定に受入れないものがあります。</p> <p>第8条(手数料) 非課税累積投資に係る積立契約または特定非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等(第2条第2項②の公募投資信託に限りません)の買付および換金については、手数料はいただきません。</p> <p>2 非課税累積投資に係る積立契約または特定非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等の買付に係る当該上場株式等の管理については、手数料はいただきません。</p> <p>第10条(非課税管理勘定の終了)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 前項により非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定で管理されていた上場株式等は、非課税口座以外の口座に移管します。</p> <p>(削除)</p> <p>第12条(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 当社は、お客様から提出を受けた非課税口座開設届出書(非課税口座開設届出書の提出後に氏名または住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます)に記載または記録されたお客様の氏名および住所について、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から</p>	<p>前項①の上場株式等の取得対価の額の合計額は、120万円を超えないものとします。ただし、当該上場株式等を特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超えるときは、特定累積投資勘定に受入れることはできません。</p> <p>3 第1項にかかわらず、当社が定めるところにより、特定累積投資勘定に受入れない上場株式等があります。</p> <p>第6条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定非課税管理勘定または特定累積投資勘定に受入れる配当等の範囲等) 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定非課税管理勘定または特定累積投資勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところにより、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定非課税管理勘定または特定累積投資勘定に受入れないものがあります。</p> <p>第8条(手数料) 非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等(第2条第2項②の公募投資信託に限りません)の買付および換金については、手数料はいただきません。</p> <p>2 非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等の買付に係る当該上場株式等の管理については、手数料はいただきません。</p> <p>第10条(非課税管理勘定の終了)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 前項により非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定で管理されていた上場株式等は、お客様の出がない場合非課税口座以外の口座に移管します。</p> <p>第12条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き) お客様が、当社に開設した非課税口座の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期間内に非課税口座異動届出書を提出していただく必要があります。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6条(非課税管理勘定または累積投資勘定に受入れる配当等の範囲等) 非課税管理勘定または累積投資勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところにより、非課税管理勘定または累積投資勘定に受入れないものがあります。</p> <p>第8条(手数料) 非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等(第2条第2項②の公募投資信託に限りません)の買付および換金については、手数料はいただきません。</p> <p>2 非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等の買付に係る当該上場株式等の管理については、手数料はいただきません。</p> <p>第10条(非課税管理勘定の終了)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 前項により非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定で管理されていた上場株式等は、お客様の出がない場合非課税口座以外の口座に移管します。</p> <p>第12条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き) お客様が、当社に開設した非課税口座の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期間内に非課税口座異動届出書を提出していただく必要があります。</p> <p>(新設)</p>

新	旧	新	旧
<p>10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます)に法令に定める方法で確認します。</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。</p>		<p>2 (省略)</p> <p>3 課税未成年者口座に係る有価証券は、課税管理勘定(当該有価証券および金銭その他の資産につき他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定をいいます)で管理します。</p>	<p>② 未成年者口座廃止通知書が提出された場合 税務署から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 課税未成年者口座に係る有価証券は、課税管理勘定(当該有価証券及び金銭その他の資産につき他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定をいいます)で管理します。</p>
<p>第14条(解約事由)</p> <p>1 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第14条(解約事由)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 前項①から④のいずれかに該当したとき、または、法令等により、非課税累積投資に係る積立契約に基づき買付けた上場株式等(第2条第2項②の公募投資信託に限り)を累積投資勘定に受入れることができなくなったとき、非課税累積投資に係る積立契約は解約されます。</p>	<p>第4条(非課税管理勘定または継続管理勘定に受入れる上場株式等の範囲等)</p> <p>1~3(省略)</p> <p>4 第1項および第2項にかかわらず、当社が定めるところにより、非課税管理勘定または継続管理勘定に受入れない上場株式等があります。</p>	<p>第5条(非課税管理勘定または継続管理勘定に受入れる上場株式等の範囲等)</p> <p>1~3(省略)</p> <p>4 第1項および第2項にかかわらず、当社が定めるところにより、非課税管理勘定に受入れない上場株式等があります。</p>
<p>第16条(約款の改定)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>第16条(約款の改定)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p>第5条(非課税管理勘定または継続管理勘定に受入れる配当等の範囲等)</p> <p>(省略)</p> <p>第6条(譲渡の方法)</p> <p>(省略)</p> <p>第7条(非課税管理勘定、継続管理勘定および課税管理勘定における管理)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 課税管理勘定で管理される有価証券および金銭その他の資産は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとします。</p> <p>①~④ (省略)</p>	<p>第6条(非課税管理勘定または継続管理勘定に受入れる配当等の範囲等)</p> <p>(省略)</p> <p>第7条(譲渡の方法)</p> <p>(省略)</p> <p>第8条(非課税管理勘定、継続管理勘定および課税管理勘定における管理)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 課税管理勘定で管理される有価証券及び金銭その他の資産は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとします。</p> <p>①~④ (省略)</p>
<p>2024年1月</p>	<p>2021年4月</p>		
<p>未成年者口座および課税未成年者口座に関する約款</p> <p>(削除)</p>	<p>未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款</p> <p>第3条(未成年者口座開設届出書等の提出および課税未成年者口座の設定)</p> <p>未成年者口座の設定を申込み場合は、あらかじめ、未成年者非課税適用確認書交付申請書および未成年者口座開設届出書または未成年者口座廃止通知書その他法令で定める書類を提出していただきます。</p> <p>2 未成年者非課税適用確認書交付申請書および未成年者口座開設届出書を受付けた場合、税務署から交付された未成年者非課税適用確認書は、原則として当社に留め置きます。</p> <p>3 課税未成年者口座は、基準年の前年12月31日までは、未成年者口座と同時に設けられます。</p>	<p>第8条(未成年者口座内の上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>(省略)</p> <p>第9条(非課税管理勘定および継続管理勘定の終了等)</p> <p>非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます)に終了し、当該非課税管理勘定で管理されていた上場株式等(次条に基づき、非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等を除きます)は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める方法で移管されます。</p>	<p>第9条(未成年者口座内の上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>(省略)</p> <p>第10条(非課税管理勘定および継続管理勘定の終了等)</p> <p>非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます)に終了し、当該非課税管理勘定で管理されていた上場株式等は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める方法で移管されます。</p>
<p>第3条(区分管理)</p> <p>1 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第4条(区分管理)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 非課税管理勘定は、2016年から2023年までの各年の1月1日において設けられます。ただし、お客様の成人年より前の各年および出生した日の属する年に限りです。</p> <p>3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日に非課税管理勘定が設けられるものとします。</p> <p>① 未成年者口座開設届出書が年の途中において提出された場合 当該提出された日の属する年においては、その提出の日</p>	<p>イ・ロ (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第10条(継続管理勘定等への移管)</p> <p>非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に継続管理勘定が設けられる場合、同日に当該非課税管理勘定で管理されていた上場株式等は、当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管されます。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社が定めるところにより、継続管理勘定に移管されない上場株式等があります。</p>	<p>イ・ロ (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧	新	旧
<p>第12条(廃止・解約事由) 次のいずれかに該当したときは、お客様の未成年者口座および課税未成年者口座は次の各号に定める事由が生じた日に廃止されます。</p> <p>① 第6条、第7条または第9条に規定する要件に該当しない事由が生じたとき</p> <p>② (省略)</p> <p>2 前項第1号により未成年者口座が廃止される場合には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間(以下、「開設期間」といいます)にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税され、開設期間にお客様が未成年者口座から他の口座に移管した上場株式等は当該移管時に譲渡したのものとして譲渡所得等について課税され、ならびに前項第1号該当時に未成年者口座で管理されている上場株式等は前項第1号該当時に譲渡したのものとして譲渡所得等について課税されるものとします。ただし、2024年1月1日以降に未成年者口座が廃止される場合は除きます。</p> <p>3 基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に課税未成年者口座(特定口座である課税未成年者口座に限り)を廃止し、課税未成年者口座で管理されている有価証券(法令により特定口座に受入れが認められるものに限り)は、同日に全て当社に開設されている課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>4 (省略) (削除)</p>	<p>第12条(廃止・解約事由) 次のいずれかに該当したときは、お客様の未成年者口座及び課税未成年者口座は次の各号に定める事由が生じた日に廃止されます。</p> <p>① 第7条、第8条及び第10条に規定する要件に該当しない事由が生じたとき</p> <p>② (省略)</p> <p>2 前項第1号により未成年者口座が廃止される場合には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間(以下、「開設期間」といいます)にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税され、開設期間にお客様が未成年者口座から他の口座に移管した上場株式等は当該移管時に譲渡したのものとして譲渡所得等について課税され、ならびに前項第1号該当時に未成年者口座で管理されている上場株式等は前項第1号該当時に譲渡したのものとして譲渡所得等について課税されるものとします。</p> <p>3 お客様の基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に課税未成年者口座(特定口座である課税未成年者口座に限り)を廃止し、課税未成年者口座で管理されている有価証券(法令により特定口座に受入れが認められるものに限り)は、同日に全て当社に開設されている課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 前項第1号に定める場合には、<u>当社は法令の定めに基づき、お客様に未成年者口座廃止通知書を交付します。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>2024年1月</p>	<p>【附則】 第2条第4項の「成年」は、2022年12月31日までは20歳、2023年1月1日以降は18歳とします。なお、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は、成人年に達したものとみなします。</p> <p>2022年1月</p>
<p>第14条(非課税口座の自動開設) 2024年以降の各年のうち、お客様の成人年の1月1日においてお客様が未成年者口座を開設している場合には、未成年者口座の開設されている当社の営業所において、同日に非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいいます)が開設されます。ただし、お客様が出国中の場合は除きます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様の成人年の年の1月1日において、法令の定めにより非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、また同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p>	<p>第14条(非課税口座の自動開設) 2017年から2023年までの各年のうち、お客様の成人年の1月1日においてお客様が未成年者口座を開設している場合には、未成年者口座の開設されている当社の営業所において、同日に非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいいます)が開設されます。ただし、お客様が出国中の場合は除きます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様の成人年の年の1月1日において、法令の定めにより非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、また同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約が締結されたものとみなします。</p>		
<p>第17条(約款の改定) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>第17条(約款の改定) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>		